

報告

令和8年3月13日

南箕輪村議会議長 笹沼 美保 様

まっくんバス運行等公共交通の見直しに
関する調査特別委員会

委員長 百瀬 輝和



委 員 会 中 間 報 告 書

本委員会に付託され調査・検討を重ねてきた、まっくんバス運行等公共交通に関する調査について、会議規則第45条第2項の規定により、別紙のとおり中間報告します。

まっくんバス運行等公共交通の見直しに
関する調査特別委員会中間報告書

令和8年3月

南箕輪村議会

目 次

1. 参考資料
2. 特別委員会開催日
3. 地域公共交通関連の法制度の変遷
4. 地域公共交通のはじまり
5. 各委員から出た意見
6. 地域公共交通計画について
7. まっくんバス、ぐるっとタクシーについて
8. 地域公共交通の今後のあり方について

1. 参考資料

- ・南箕輪村地域公共交通基礎調査（R5年度）
- ・地域公共交通協議会議事録
 - <令和5年度> 第2回：R5年12月19日、第3回：R6年3月22日
 - <令和6年度> 第1回：R6年5月20日、第2回：R6年11月20日
 - 第3回：R7年1月28日、第4回：R7年3月19日
- ・地域公共交通会議議事録
 - 第2回：R7年10月16日、第3回：R7年12月10日、
 - 第4回：R8年1月14日
- ・議員研修資料「交通空白と地域公共交通の役割」（主催：地方議員研究会）

2. 特別委員会開催日

- 第1回：R8年2月12日
- 第2回：R8年2月17日
- 第3回：R8年2月18日
- 第4回：R8年2月26日
- 第5回：R8年3月9日

3. 地域公共交通関連の法制度の変遷

- 1987年 国鉄の分割民営化
 - 2000年 鉄道、旅客船、貸し切りバスの規制緩和
 - 2002年 乗合バス、タクシーの規制緩和、交通事業者に競争を委ねた時代
 - 2007年 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行（地域公共交通総合連携計画）
 - 2013年 交通政策基本法の施行
 - 2014年 地域交通法の改正（まちづくりと連携した公共交通ネットワークの構築、地域公共交通網形成計画）
 - 2020年 地域交通法の改正（輸送資源の総動員、独禁法の適用外、地域公共交通計画＋努力義務化）
 - 2023年 地域交通法の改正（地域公共交通のり・デザイン）
- 自治体・事業者・地域が一体となり公共交通の活性化・再生に取り組む時代となった。

4. 地域公共交通のはじまり

公共交通を最初に始めた事例は、1995年に運行を開始した東京都武蔵野市のムーバスで、交通事業者単独では運行できないが、地域にとって必要な路線を自治体が企画・運営し、運行を交通事業者に委託する体制を確立して責任が明確に区分され、自治体の主体性が強く反映された運行計画になった。しかし1995年の段階では自治体は交通事業には「シロウト」であり、事業者に納得してもらい地域住民にも乗っていただける路線をつくるスキルはなかった。そこで武蔵野市は地域住民と、とことん議論し、交通事業者とも調整を進めて3年かけてムーバスの内容を詰めた。結果、地域の実情にあったオリジナルのきめ細かな運行形態が実現した。試乗会で住民から「これはまさにコミュニティのバスだ」という感想が出て、コミュニティバスの語源となり、これがコミュニティバスの始まりとなった。

5. 各委員から出た意見

- ・通学、通院のアクセスが良くなる点は評価する。朝夕特化は賛成する。
- ・利用者不在の会議で決められた計画は問題である。
- ・公共交通全体の議論が必要である。村長が通学・通院特化の方向性を示したことで、それに沿って進められた。運行前提の検討で根本議論が不足している。
- ・少なくとも利用している村民はいる。その利用者のことを考えて検討したか疑問である。
- ・PDCAサイクルができていない。特に評価、検討が不十分である。
- ・コミュニティバスの限界を感じる。時代にあった公共交通が必要である。
- ・新ルートは運行しても、利用していた村民の足の確保も考えないといけない。
- ・新ルートの運行は行って評価、検討をすることとして、福祉移送サービス、タクシー券だけでは不十分である。別の交通手段が必要である。

6. 地域公共交通計画について

地域公共交通計画は、交通法改正により努力義務になっており、補助金を受ける上で作成が必要である。作成にあたっては、法定協議会として村、県、運輸局、交通事業者、住民代表、道路管理者、交通管理者、福祉関係者、基礎調

査委託業者で協議を行った。協議会議事録の内容を精査する限り、現ルートの評価、検討をどこまで行ったかの資料は無く、廃止ありきで、新ルートの協議が行われている。また協議にまっくんバスの利用者は入っておらず、現ルートを協議メンバーが実際に乗車して評価、検討をした議事録、資料も見当たらない。提供された「本事業の枠組みについて」の資料には、アンケート調査結果も掲載されているが、自由意見として利用しやすい方法を求める声が多くある。

計画作成にあたり、サービス向上を含めた総合的な改善、充実と地域輸送資源の組み合わせの検討が不十分である。計画策定が補助金申請目的のものとなっており、村の実情に合った地域公共交通となっていない。特に実効性のある評価を行っておらず、そのデータに基づいたPDCAサイクルの取り組みが必要であった。公共交通を利用する地域住民のための計画でなければならない。

7. まっくんバス、ぐるっとタクシーについて

まっくんバスの協議の進め方として、令和5年度第2回地域公共交通会議(令和5年12月19日)で示された方針ありきで進められてきた感は否めない。また、議会への説明はR6年12月の全員協議会で素案の提示はあったものの、新ルートなどの詳細はR8年1月の全員協議会で初めて明かされ、その中で議員からは反対意見が出たにも関わらず、その意見が考慮されることはなかった。地域公共交通計画は、議会の承認が必要ない計画であるが、具体的な内容を住民の代表である議会に対し説明をすることは、村政運営を行っていく上で重要なことである。

今回提出された資料から見えてくるのは、新ルートありきで協議されてきた状況であり、現ルートの評価をした上での検討がなされた経過が見受けられない。村民アンケートや自由意見を基に検討、協議された経過も見受けられない。現ルートに実際に乗車するなど、現状がどうであるかを確認した上での議論、検討が必要であった。協議会での熟議を重ねて、村民の声から生まれたルートであるか判断することはできなかった。

新ルートにより空白となる区域のための交通手段として、タクシー券を拡充したことは評価するが、まっくんバスを利用していた村民の足の補完にはなっていない。協議会の中で、「利用率が半分あれば良い」等の発言があったが、利用したい村民誰もが利用しやすくすることで利用率を上げるシステムと、提案以上の拡充を検討する必要がある。

また、R8年度の予算特別委員会で、今後も継続することが判明したAIオンデマンド交通「ぐるっとタクシー」（伊那市運行）は、南部小通学区（南原、沢尻、神子柴の一部）のエリアだけが利用できるため、村内他地域との格差やタクシー券との重複には問題がある。また、R6年度の村の負担金は約228万円だが、実績としては登録者71人、利用者18人程、年間利用回数は211回であり、利用率は低調であると言わざるを得ない。村内の特定地区に限定されている仕組みであるため、村の交通施策として継続すべきか否かも含めて見直しが必要である。

8. 地域公共交通の今後のあり方について

自治体における交通政策は、村民生活の快適性や誰もが移動しやすい環境を備えるという生活の質の向上のためには本来必要な施策である。村の第6次総合計画にも、基本目標5「住みやすい環境づくりを進める村」「公共交通については、利用者ニーズを生かした利便性が高い誰もが使いやすいきめ細かな公共交通網を促進します」と書かれている。

自治体による地域公共交通マネジメントツールと言えるものを国が用意したのが2006年の道路運送法改正によってできた「地域公共交通会議」の制度である。地域公共交通の需要は地域ごとに異なり、課題解決の方程式は無いことから、地域公共交通会議は自治体の他の審議会とは全く異なるものと考えべきである。公共交通は移動を担保する手段であり、地域の状況によって向き不向きがあり、利用が少ない場合は交通手段が適合していないケースが多く見受けられる。残す価値があるのか、異なる手段で価値がある方法は何か、効果的な交通手段はなにか、ステークホルダーによる深い議論をすることが必要で、本当の目的が明確になり、それを実現するための施策が社会的支持を得ることにつながる。

今回提示された新ルートは、以上の重要事項の協議が行われてきたとは認められない。地域公共交通は、村民誰もが利用しやすい環境を、自治体と住民が作り上げていく交通施策であることが必要である。移動のための交通施策により得られる効果と、その効果の影響を村づくりに反映していくことも重要であり、変化の激しい多様化する時代に合った新技術の導入も含めて、視野を広く持ち、村の実情に合った公共交通のあり方を深く協議、検討を進めていく必要がある。

今後、まっくんバスの利用者の利便性に重点を置いたルート確保、運行時間

等の検討、使用車両の規模を含めたコミュニティバスのあり方、また「ぐるっとタクシー」の継続についても、再度検討することを強く望むものである。

以上、まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会中間報告とする。